

消費生活

行田市消費生活センター

消費生活の相談

- ▶ 突然、屋根や床下の無料点検に来た業者に高額な工事の契約を結ばされた。
 - ▶ ネット通販で大幅に値引きされた化粧品を購入したら、高額な「定期購入」の契約だった。
 - ▶ 頼んでもいない商品が届き、代金を支払ってしまった。
 - ▶ 携帯電話やパソコンでサイトをクリックしたら高額な請求メールが届いた。
 - ▶ 借金の返済が苦しく困っている。
- 上記のような相談などを受ける窓口として「行田市消費生活センター」があります。皆さんの消費生活の安定および向上を確保するため、さまざまな消費問題や商品・契約をめぐるトラブルなどについて情報提供や相談を行っています。「こんなことで相談など…」と諦めずに相談してください。専門の消費生活相談員が対応します。

「行田市消費生活センター」は毎週月曜日から金曜日(祝日を除く)の午前9時30分～午後3時30分(正午～午後1時を除く)まで開設しています。

クーリングオフ制度

消費者が訪問販売や電話勧誘販売などで強引な勧誘を受けて意思の定まらないままに契約をしてしまうことがあります。この制度は、このような消費者を救うために活用されています。

- ▶ 契約書面を受け取った日を含めて原則8日以内に書面で通知をします。
- ▶ はがきに書いて両面をコピーし、控えとして大切に保管してください。
- ▶ はがきは「特定記録郵便」で送ります。
- ▶ 商品は返品(引き取りに掛かる費用は業者負担)し、支払った代金は返金されます。
- ▶ クレジット契約の場合、クレジット会社にも同じものを提出します。
- ▶ 不明の場合は、消費生活センターにご相談ください。

はがきの書き方の例(表)

宛て先 ※会社の代表者宛てにします。	住所
-----------------------	----

はがきの書き方の例(裏)

氏名	〒	年	月	日	市	区	町	丁目	番	号	・	○
氏名	〒	年	月	日	市	区	町	丁目	番	号	・	○

契約解除通知書
 契約年月日 令和○年○月○日
 商品名 ○
 金額 ○円
 販売会社名 ○株式会社
 右契約を解除します。
 ・支払った○円を早急にお返しください。
 ・商品はすみやかに引き取り戻してください。
 ○株式会社



人権・情報公開

人権

人権問題の解決

個人権推進課/生涯学習スポーツ課 ☎048-556-8319

差別のない明るい社会を

人権とは、全ての人が等しく幸せな生活を営むための人として本来持っている権利です。

市では、人権問題の解消や差別をなくすための取り組みとして、地区別研修会などの啓発活動や教育活動を実施しています。

私たちは、幸せで生きがいのある生活をしたと願っています。そのためには相手のことを尊重し、お互いの立場を考えて、豊かな人間関係をつくる必要があります。

全ての人が個人として尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな人権尊重社会を目指しましょう。

さまざまな人権問題

女性の人権

性別による固定的な役割分担意識は、一人一人が持っている個性や可能性を制限してしまいます。「男性だから」「女性だから」ではなく、共に対等の立場で自分らしい生き方ができる社会を目指しましょう。

子どもの人権

子どもには、虐待や差別からの保護はもちろん、教育を受けること、のびのびと遊ぶこと、自由に自分の意見を述べることや表現することが認められています。

子供たちの人格を大切に、それぞれの子どもを持つ「すばらしさ」を尊重していく社会を築いていきましょう。

高齢者の人権

豊富な知恵や技術、経験を持つ高齢者から学ぶことはたくさんあります。年齢だけを理由に社会参加を妨げてはいけません。誰もがいつまでも生きがいを持ち、住み慣れた地域で共に生き生きと歩んでいく社会を実現していきましょう。

障害のある人の人権

障害のある人たちも、社会の一員としてあらゆる社会の場に参加し、自分の役割を果たしていきたいと考えています。障害の有無にとらわれず、同じ地域に暮らす仲間としてコミュニケーションを図り、お互いが助け合う気持ちを持つことが大切です。

同和問題

「部落差別なんて、もうないよ…」そう考えている人も多いかもしれませんが、でも、本当に部落差別はなくなったのでしょうか。同和問題とは、ある一部の地域に住んでいることや出身であることだけで、理不尽な差別を受けるという日本固有の人権問題です。日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分差別により、現在でも間違った認識や偏見を原因とする就職や結婚差別が後を絶ちません。

近年では、インターネット上の差別的な書き込みなど、新たな差別事象も生じています。「寝た子を起こすな」の考え方では、問題解決にならないばかりか、正しい知識を得る機会を失い、誤った知識や偏見など差別的な情報だけが伝えられ、結果的に差別を助長してしまうことになってしまいます。

こうした中、平成28年12月に、部落差別のない社会を実現することを目的とする「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

大切なのは、私たち一人一人が同和問題を正しく理解し、日々の生活の中で人権意識を眠らせないことなのです。

性的少数者の人権

性のあり方はさまざまです。性的少数者への偏見や差別を無くすためには、良き理解者・支援者となることが大切です。

本市では、一人一人の多様性を認め合い、共に生きる社会の実現を目指し、令和3年4月1日から、性の多様性を尊重する「行田市パートナーシップ宣誓制度」を実施しています。

性のあり方に対する正しい知識を深め、偏見や差別を解消していきましょう。

外国人の人権

世界中には、いろいろな人種や民族が存在し、多様な文化があります。言葉や肌の色が違うからなどといって心に壁をつくっていませんか。共に国際社会を生きる一員として、人権問題の解決を実現させましょう。

インターネットによる人権侵害

インターネットは、情報を簡単に入手でき、顔を知らない人たちと交流ができるなど便利なものですが、人を傷つけてしまう情報や他人の個人情報なども簡単に世界に向けて発信できてしまう危険性もあります。インターネットの危険性を理解し、ルールとモラルを守って正しい利用を心がけましょう。

特殊詐欺

気づいて防ごう!

あれ??と思ったら、詐欺かも...と疑いましょう。



その他の特殊詐欺は、こちらからも確認できます。
警視庁HP

特殊詐欺を未然に防ぐ4カ条

オレオレ詐欺

「靴を置き忘れた。小切手が入っていた。お金が必要だ。」

交際あっせん詐欺

「女性紹介」等と雑誌に掲載したり、メールを送りつける

預貯金詐欺

「口座が犯罪に利用されています。キャッシュカードの交換手続きが必要です。」
「医療費などの過払い金があります。手続きをするのでカードを取りに行きます。」

架空料金請求詐欺

「未払いの料金があります。今日中に払わなければ裁判になります。」
などのメールやハガキ

日頃から家族でよく話し合う

詐欺を見破った人の多くは、「息子(孫)と声や話し方が違った」「話に矛盾があった」といいます。

電話でお金の話をしないと約束しておく

家族で事前に「合言葉」を決めておく

常に「留守番電話」に設定してもらう